

一般競争入札を行うので、江別市契約に関する規則（昭和43年規則第1号）第5条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年3月12日

江別市長 後藤 好人

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 江別太南大通り整備工事
- (2) 工事場所 江別市江別太地内
- (3) 工事概要
- | | |
|--------|------------------------|
| 道路延長 | $L = 985.9\text{m}$ |
| 道路幅員 | $W = 10.5\text{m}$ |
| 掘削工 | $V = 21,000\text{m}^3$ |
| 法面整形工 | $A = 12,100\text{m}^2$ |
| 排水構造物工 | 1式 |
| 凍上抑制層 | $A = 10,900\text{m}^2$ |
| 下層路盤 | $A = 12,100\text{m}^2$ |
| 上層路盤 | $A = 11,300\text{m}^2$ |
| 基層 | $A = 10,700\text{m}^2$ |
| 表層 | $A = 11,400\text{m}^2$ |
| 区画線工 | 1式 |
- (4) 工期 自 議会議決後（令和7年6月中旬予定）
至 令和8年3月30日
- (5) その他 この工事は、請負人の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進することを目的とする江別市ゼロカーボン試行工事实施要綱の対象工事であり、請負人は、契約締結後、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を江別市に提案し、工事監督員の審査を経た上で、取組を実施することができる。なお、この取組に係る費用については、請負人の負担とする。

2 発注方式

特定建設工事共同企業体による共同施工方式

3 共同企業体の構成員の条件

- (1) 令和6年度江別市工事等競争入札参加資格者名簿の土木工事に登載されており、かつ、令和7・8年度江別市工事等競争入札参加資格審査の土木工事に申請受付されている者。
- (2) 江別市における土木工事の入札参加資格の令和6年度格付がAランクであること。
- (3) 江別市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を有し、当該営業所をもって申請者又は受任者として登録している者（市内業者）。

- (4) 本告示日から本工事の入札執行の日までの間に、江別市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、本告示日までにその停止期間を経過している者を含む。）であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (6) 本工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が4年以上あること。
- (7) 当該工事と同種工事について施工実績があること。（元請・共同企業体）
- (8) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（申請日以前に3か月以上雇用している者に限る。）を工事に専任で配置することができること。

なお、本工事については建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける特例監理技術者の配置を認めない。

4 共同企業体の結成条件

入札参加を希望する者は、次の条件を満たした共同企業体を結成しなければならない。

- (1) 構成員数は、2社とする。
- (2) 各構成員が、当該工事の入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。
- (3) 各構成員の出資比率の最小限度は、30パーセント以上であること。
- (4) 代表者にあつては、次の条件を満たしていること。

ア 建設業法第3条第1項第2号の規定に該当する工事を行う場合については、申請時において特定建設業の許可を受けていること。

イ 出資比率は、構成員中最大であること。

ウ 建設業法第26条第2項に定める工事を行う場合については、監理技術者を本工事に専任で配置（監理技術者補佐は不可）し、現場代理人を工事現場に常駐させることができること。

エ 当該工事と概ね同規模と認められる工事について施工実績があること。

（元請・共同企業体）

5 入札参加資格の確認

- (1) 当該工事の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。

ア 申請書類

（ア）一般競争入札参加資格確認申請書

（イ）同種工事施工実績書（代表者）

（ウ）同種工事の施行を証する以下の書面（代表者）

a 同種工事に係る契約書の写し又は施工証明書

b 共同企業体により施工したものについては協定書の写し

c 施工概要が確認できる書面等の写し

（エ）配置予定技術者経歴書（各構成員分）

（オ）配置予定技術者の資格・雇用に関する証明書類

（カ）共同企業体協定書

（キ）特定関係調書（江別市競争入札参加資格申請時に提出したものから変更のない場合は省略可）

イ 提出期間

令和7年3月12日（水）から令和7年3月25日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

ウ 申請書の配布及び提出先

- ①江別市総務部財務室契約管財課契約係
- ②江別市ホームページ（配布のみ）

エ 提出方法

持参又は郵送により提出。郵送の場合は、配達記録が残る方法で送付し、受付期間内に必着とする。

- (2) 江別市入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成26年3月26日市長決裁）の規定による排除措置（以下「排除措置」という。）を受けている者の申請は受け付けない。また、入札参加資格を認められた者が入札の執行までの間に排除措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、当該被措置者に通知する。
- (3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該工事の入札に参加することができない。
- (4) 入札参加資格の確認結果については、令和7年4月15日（火）までに一般競争入札参加資格確認通知書により代表者に通知する。
- (5) その他
 - ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された資料は提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書類は、返却しない。

6 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この場合は令和7年4月18日（金）までに書面を提出して行わなければならない。
- (2) (1)の書面は江別市総務部財務室契約管財課契約係に提出するものとする。
- (3) 説明を求めた者に対しては、令和7年4月22日（火）までに書面により回答する。

7 設計図書の提供等

- (1) 入札参加を希望する者は、令和7年3月12日（水）から令和7年5月8日（木）までの休日を除く期間中、下記の部署に申し出て設計図書の電子ファイルを受け取ることができる。
担当部署：江別市建設部都市建設課道路整備係
メールアドレス toshikensetu@city.ebetsu.lg.jp
電話番号 011-381-1039
- (2) 設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質疑応答書を上記の部署へ提出するものとする。
受付期間：令和7年3月12日（水）から令和7年4月23日（水）までの休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。
- (3) (2)の質問に対する回答は、(1)により設計図書を受け取った者全員に送信する。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日時：令和7年5月8日（木）午前9時00分

(2) 場所：江別市役所本庁舎2階西棟会議室1号

9 入札方法等

(1)入札は郵便により行い、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する際に、次に掲げる事項を併せて通知する。

ア 入札書の送付方法

イ 入札書の到達期日

ウ 入札書の送付先

エ 積算内訳書の提出の要否

オ その他必要と認める事項

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該工事に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は1回とする。

(4) 当該入札においては、地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する低入札調査基準価格を設定する。

(5) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合においては、落札者の決定を保留し、低入札調査委員会の審査を受けた後決定する。

(6) 調査基準価格を下回る入札を行った者（当該有資格者を構成員とする共同企業体を含む。）が落札決定までの間に排除措置を受けたときは、落札者とししない。

(7) 落札決定された者が契約締結までの間に排除措置を受けたときは、落札決定を取り消す。

(8) (6)及び(7)の措置を決定したときは、当該被措置者に通知する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 江別市契約に関する規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札

(3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

11 入札保証金

江別市契約に関する規則第7条第4項第3号の規定により、免除する。

12 契約保証金

(1) 当該工事に係る契約の締結に際し、江別市契約に関する規則第28条の規定に基づき、当該工事に係る契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を本契約締結時に納付しなければならない。

(2) (1)にかかわらず、落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に、本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。

イ 落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関との間に、本市を債権者とする工事履行保証契約を締結し、その保証証券を提出したとき。

ウ 過去2年間に本市及び国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 契約書作成の要否 要

14 支払条件等

- (1) 前払金：有り（契約金額の4割以内を限度とする。）
- (2) 中間前払金：有り（契約金額の2割以内を限度とする。）
- (3) 部分払：有り（4回以内。ただし、前金払をした場合は1回を減ずる。）

15 議会の議決を要する契約

この工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）の規定により市議会の議決に付さなければならない工事であるため、本契約の締結には議会の議決を要する。

16 その他

- (1) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社等における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役は除く。

（イ）一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

前記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (2) 入札参加者は、入札心得を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 入札参加者は、この告示に定めるもののほか、江別市契約に関する規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 令和7・8年度江別市工事等競争入札参加資格審査において、土木工事への登録が認められ

なかった場合は、入札に参加することができないものとする。

(5)本件に係る新年度予算の不成立等があったときは、入札の中止若しくは内容を変更する場合があります。